

相続税過大納付で 市役所に賠償責任

固定資産税評価額が過大だったことにより、相続税が過大納付になってしまったことに対し、市長に過大納付相続税分の損害賠償が命じられたという事件があります。

路線価地域ではなく、固定資産税評価額に倍率を掛けて相続財産土地の価額を出すことになっている地域のことです。相続税の申告の際に、土地の評価額が高すぎるように思い、市役所に調査依頼をしたところから始まります。

市役所職員はその土地を調査した結果、5%程度の評価額修正をしたので、相続税申告者はそれに基づいて、その価格に所定の倍率を乗じて、その土地の相続税評価額を算出し、相続税の申告及び

納付をしました。

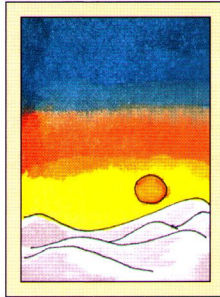
その後12年経過後に、再びその土地の固定資産税評価額がどうみても高すぎるように思い、再度市役所に再調査依頼をしました。再調査の結果、市役所は評価上の色々な補正割合の適用に原則的な誤りがあることを発見し、12年前からの評価額を洗い直し、固定資産評価審査委員会の決定に基づき、12年前から過大納付であった固定資産税を返還しました。

再調査依頼人は同時に、12年前の相続税の申告と納付についても、新しく修正された12年前の土地の固定資産税評価額に基づき、相続税評価額を計算し直し、約1950万円の相続税過大額につき、税

務署に対し更正の請求をしました。しかし、税務署は、更正可能期間が既に経過しているとして減額修正の請求に応じませんでした。

それで、市長に対して国家賠償請求を提起したわけです。当然これは係争となり、裁判にもちこまれました。

裁判所は冒頭に書いたように納付者の勝訴としました。判決は、市は守るべき規範である評価基準等に従って評価額を決定すべきにもかかわらず、職務上通常尽くすべき注意義務を怠り漫然とそれをしていただけから、国家賠償上の過失及び違法性が認められる、と叱責しました。その上で、担当調査官の過失による評価額の算出誤りと調査依頼人の相続税過納付の損害との間には相当の因果関係が認められると、判決理由を述べています。思い切った大岡裁きといえそうです。



初富士、初夢、初ものづくしで初荷。「初荷船離し立てたり牡丹雪」龍雨。そして、買い初め、「買初めは豆腐に芹の一握り」登良。

お正月はのんびりしたいところですが、年始の行事等もあり、事務も繁多。

年末調整の事後処理や法定調書の作成と提出、償却資産申告書の提出等があります。また、今月から源泉徴収税額も変わります。

6日小寒、20日大寒。

過去を顧みるなかれ、
現在を頼め、
さらに雄雄しく未来を迎えよ。

(アメリカの詩人 ロングフェロー)

1月の税務メモ

(国 税)

- 12月分源泉所得税の納付(特例適用者は7~12月分の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

(地方税)

- 10日 ○12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 31日 ○11月決算法人の確定申告
- " ○5月決算法人の中間(予定)申告
- " ○個人住民税の第4期分納付
- " ○給与支払報告書の提出
- (地方条例による) ○償却資産(固定資産税)の申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。